

自転車を活用したまちづくりプロデュース事業業務委託仕様書

1 業務の目的

現在、わが国において環境・交通・健康増進等重要な課題があり、平成29年5月に「自転車活用推進法」が施行され、サイクルスポーツの振興等による健康長寿社会の実現や、サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現など、さまざまな分野での自転車利用が注目されている。

本市では今まで以上に市民の自転車利用に対する理解を深めるとともに、本市を訪れるサイクリストや一般の観光客、市民に対して、自転車を軸として地域の魅力を高め、活性化を図る施策を包括的に推進するため、「宿毛市自転車を活用したまちづくり計画」を策定した。本事業により今後の中長期的な計画を目指す上での自転車を活用したまちづくり施策にかかる情報発信方法や事業実施方法についてアドバイス及びプロデュースにより自転車を活用した宿毛市の活性化を図る。

2 事業期間

契約締結の日から令和2年3月10日まで

3 事業費

3,628,800円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする

4 業務の内容

(1) ニーズ等市場調査

本市における、観光動向や自転車を活用したイベント等の実績、サイクリスト等との関係性をふまえ、自転車を活用したまちづくりにおけるニーズ等の市場調査を行い、必要に応じ推進本部会および観光、スポーツ、健康、教育、環境の5部門の各専門部会での協議資料として提供することとする。

(2) 自転車を活用したまちづくり計画の運営支援

本計画の進捗管理、各種事業の推進のため本市が設置する専門部会の開催に際し、専門的立場からの情報提供等によりその運営を支援する。

特に、観光部会及びスポーツ部会の運営支援については、より持続的かつ実現可能な施策および目標値の設定等のため、必要に応じ本市来訪者の自転車利用の実態調査等をふまえ、実情に即したアドバイス等を行う。

(3) 自転車を活用したまちづくり実施計画の策定

自転車を活用したまちづくり計画を推進していくにあたり、取り組むべき課題に対して施策の提案を行う。各種施策については具体的な数値目標設定のほか、ターゲットティングやメディア戦略、部署間や関係者間の連携を含めたプロモーションの展開などの詳細な計画を策定する。

なお、自転車を活用したまちづくり実施計画の期間は令和2年度から4年間とする。

(4) サイクリング情報発信拠点整備の支援

情報発信およびサイクリストコミュニティの拠点整備にあたり、情報発信拠点運営マニュアルの作成及び運営拠点の各種広告物・ノベルティグッズ等の作製を行う。

(※情報発信拠点は休憩・給水・情報発信が可能な20施設程度を予定)

(5) 自由提案

その他、本市の自転車を活用したまちづくり推進のために、有効な施策、事業のアイデアなどについて、その専門性、独創性を発揮した提案を行う。

(6) 業務打合せ

業務着手時、中間、成果品納入時の計3回打合せを必須とし、適時、協議・打合せを行う。なお、着手時の打合せでは業務計画書および行程表を提出するものとする。

5 提出書類

契約締結後、受注者は業務着手前と業務完了時に、次の関係書類を発注者に直ちに提出し、承認を受けるとともに、進捗状況を報告しなければならない。

(1) 契約締結後

①業務委託着手届

(2) 業務完了時（成果品と共に提出するもの）

①委託業務完了届

②成果品引渡書

6 成果品等の提出

(1) 成果品：パイプファイル 2部・電子媒体（CD-ROM） 2部

- ・業務報告書
- ・自転車を活用したまちづくり実施計画
- ・サイクリング情報発信拠点運営マニュアル
- ・運営拠点の各種広告物・ノベルティグッズ等

なお、業務報告書には、業務過程の資料等をまとめて記載すること。

7 成果品の著作権

(1) 著作物

納品された計画書及び二次的著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利含む）は宿毛市に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、広告の使用について適当と認められる場合に限り、宿毛市が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

- ①著作物にかかる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉・処理は受託者が行う事とし、その経費は受託料に含まれるものとする。
- ②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③報告書に地図データ等を使用する場合は、権利が宿毛市に帰属するよう調製すること。
- ④第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ⑤著作権の取扱いについては、ここに記載のない事項については、宿毛市と受託者で協議のうえ処理することとする。

8 留意事項

成果品に重大な誤りがあった場合は、原因者において、回収、修正、再制作等の必要な処置を講ずること。

9 秘密保持

受託者は、本業務により知り得た情報及び資料について、宿毛市の許可なく第三者にもらしたり、他の目的に使用してはならない。

10 その他

業務の実施にあたっては、宿毛市と十分協議しながら事業を進めることとし、仕様にない事項で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。